

【公益社団法人全国公民館連合会 平成 27 年度事業計画書】

平成 27 年度の事業展開にあたって
～絆を紡ぎ、人づくり・地域づくりに貢献する公民館をめざして～

はじめに

公民館はこれまで長い歴史と伝統を育み、地域に密着した公民館としての使命と役割を果たしてまいりました。それぞれの地域がかかえる課題には、それぞれの地域の方たちが創意工夫をしい対応することで解決を図ってまいりました。しかしながら近年の急速な少子高齢化、東京圏への人口の過度の集中と地域の人口の減少など、大きな課題が存在しています。これらの課題には、それぞれの地域だけでは解決が困難なものがあります。その課題解決のために、全公連として関係各方面と連携を密に取り合い、努力をしてまいります。

また、昨年度の総会において、「新方式の全国公民館研究集会およびブロック公民館大会の実施について」が承認され、平成 28 年度(第 38 回)大会から新方式に移行することとなりました。

したがって、今年度実施される「全国公民館研究集会およびブック公民館大会」が従来通りに開催される最後の大会となります。今年度の大会の成功と新方式による大会の円滑な移行に会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、新方式への移行に伴う具体的な内容は、全国のブロック役員会、理事会等に意見や要望を求め、それらを参考にしながら、正副会長会及び理事会で検討を重ねて作成したものです。

以下、本連合会の平成 27 年度事業の推進にあたり、特に留意すべき柱となる考え方を示し、会員各位の一層のご理解とお力添えをお願いする次第です。

〈これからの公民館に求められる基本的な方向性や役割〉を学ぶ

国は、教育基本法第 17 条に基づき、「第 2 期教育振興基本計画」(平成 25 年度～29 年度)を平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定し、国会に報告するとともに、公表いたしました。この基本計画では、改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、次の 4 つの教育行政の基本的方向性を重視しています。

- ① 社会を生き抜く力の養成
- ② 未来への飛躍を実現する人材の育成
- ③ 学びのセーフティネットの構築
- ④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

さらに、「まち・ひと・しごと創生法」が平成 26 年 11 月 28 日に公布施行されました。この法律は、我が国が抱えている問題の解消を目指しています。

具体的には、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、今後 5 か年の目標や施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がとりまとめられ、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定をされました。今後は、自治体においても総合戦略の策定が求められることとなります。

私たちは、公民館に携わる者として、これらの目的や基本理念を理解し、日本の将来を見据えた社会教育、これからの公民館のあるべき姿の理解を深めることが必要です。そして、公民館だからこぞできること、公民館だからこぞなすべきことを、より明確にし、人々の絆を紡ぎ、社会福祉の増進、安心・安全な地域社会の構築に努めます。

〈それぞれの公民館で創意工夫を凝らした特色ある事業・活動〉を推進する

今、公民館を取り巻く状況は、どこもかしこも厳しい局面ばかりです。だからといって、「〇〇がない、△△がない」などと、いくら「ない」ものを挙げても何も出てくるものではありません。そんなときこそ発想を変え、「ある」ものを探すことです。きっと、「〇〇がある、△△がある」などと「ある」ものが見つかるはずで、それを活かすことが、「ピンチをチャンスに変える」ことにつながるのです。

今こそ、それぞれの「公民館の存在感を高める」ことが必要です。

それぞれの地域で、それぞれの公民館で、人々が求める活動が積極的に展開されるようにしなければなりません

地域に住む人々の願いや思いが、具体的に実現できる公民館活動が展開されて、初めて公民館の必要性を実感できます。

そこにナンバーワンではなく、オンリーワンの公民館が実現されるのです。

東日本大震災以降、公民館に対する社会からの期待や要請は、単なる集いの場、単なる学習の場にとどまらず、以前にも増して多様化してきています。

また、近い将来必ず起こるとされる大地震等に備え、公民館の耐震化等についても、機会を捉

えて国への要望を積極的に行って参ります。

今、社会から公民館に求められているものは、正に「公民館力」の向上です。公民館がいつでも、どんな時でも、地域の方々にとって必要不可欠の存在となるよう、次のような公民館づくりに努めます。

- ① 誰もが、ちょっと立ち寄ってみたいくなる、魅力ある公民館
- ② 自己向上の願いが叶う、学びを大事にする公民館
- ③ 人づくり・地域づくりに貢献できる、リーダーが育つ公民館
- ④ 人の温かさと心配りが滲み、地域の絆をつくる公民館

＜新方式による全国公民館研究集会・ブロック大会開催への円滑な移行＞に努める

これまで上記2つの大会は、長い歴史と伝統を積み重ね、全国の公民館職員や社会教育に携わる方々に有益な研修の機会を提供し、地域の社会教育・公民館活動を推進する上で、大きな役割を果たして来ました。また、各地からの参加者の相互交流による公民館情報の共有にも、多くの成果を挙げてきました。

こうした伝統と歴史を刻んだ大会が、社会の要請に応えられるよう再構築され、より充実するよう今後も十分な配慮と適切な対応を心がけ、新方式による大会が、従来の大会以上に意義ある大会になるよう努めます。

おわりに

公民館の活性化には、全公連・ブロック公連・都道府県公連などの公民館組織の充実が不可欠です。

必要な情報の適時・適切な提供、職務遂行に欠かせない資質・能力の向上に役立つ研修会等の実施のためには、組織がしっかりと機能しなければなりません。また、公民館職員が広い視野、先を見据えた洞察力を持って事業や活動を展開できるなど、公民館活動の推進にも大いに役立ちます。

それぞれの組織の課題を明らかにし、その解決策を皆で実行に移すことが、緊急の課題です。「全国公民館研究集会・ブロック公民館大会」も、全ての組織が円滑に機能してこそ開催可能となります。今年度も引き続き、組織の活性化のために努力を傾注し、全国の公民館事業の充実に努めます。

文部科学省を始め、関係機関・関係団体の皆様の一層のお力添えを賜りながら、公益社団法人として相応しい事業を積極的に展開してまいります。

I 公民館の充実発展に関する事業

【公民館研究集会・大会等の開催】

この事業は、「全国公民館研究集会」および7地域区分(北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)ごとの「ブロック公民館大会」を毎年開催している。全国の公民館に勤務する職員等が、毎年総計約6,000名参加し、地域社会の現代的課題への対応などのテーマで事例発表や討議および大学教授等の研究者の講演等を行う。

今年度の開催予定は以下の通り。

《今年の開催予定①(全国公民館研究集会)》

第37回全国公民館研究集会(鳥取県)／平成27年10月15～16日

《今年の開催予定②(ブロック公民館大会)》

ブロック	会期	主会場
北海道	10/1～2	北海道 恵庭市
東北	10/1～2	山形県 鶴岡市
関東・甲信越・静	11/14	東京都 小平市
東海・北陸	9/10～11	富山県 富山市
近畿	11/19～20	京都府 京都市及び長岡京市
中国・四国	10/15～16	鳥取県 鳥取市
九州	8/27～28	長崎県 長崎市

※中国・四国ブロック大会は全国公民館研究集会を兼ねる。

【全国公民館セミナーの開催】

この事業は、各都道府県を代表した公民館長等60～100名ほどに対して、公民館の機能充実に必要なことについて研修を行う。その後、研修の成果を各地域の公民館の活動にフィードバックすることで、公民館機能を向上させる。

開催期日／平成28年冬季のうち3日間

開催場所／国立オリンピック記念青少年総合センター

【相談助言・情報発信・連携協力事業の実施】

① 相談助言・情報発信

この事業は、日々の公民館活動のなかで「社会教育法上の適否」や「トラブル回避の方法」「活動事例」「公民館の評価」などを情報発信するとともに個別の照会に対し、電話やインターネットによる相談に対し助言を行う。また、各地の公民館で実施する研修会の開催にあたって、テーマに対応した講師の派遣や、運営に役立つ情報提供などを行う。

② 国・地方公共団体・社会教育団体・機関等との連携協力

この事業は、前記①をより効果的に行うために、国及び社会教育団体振興協議会をはじめとする諸機関・諸団体との連携協力を強化し、それぞれの情報の収集・発信及び公民館等を活用した総合的な社会教育活動を推進する。また、耐震化の促進等について、積極的な働きかけを行う。

【地域活動支援事業の実施】

この事業は、都道府県公連で実施している研修などに対して支援をするとともに、その活動状況を発信する。また、公民館で行う「若者の自立・社会参画支援」、「地域の防災拠点形成支援」、「地域人材による家庭支援」、「地域振興支援」、「地域の教育的資源を活用した地域課題解決」に向けた取組を積極的に取り上げ、「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業（通称：コンファレンス事業）」を推進する。

【公民館広報推進事業の実施】

この事業は、公民館の広報活動の事例を収集・評価を行い、優良なコンテンツを表彰する。今年度は ICT (Information and Communication Technology) の活用が推進されていることから公民館の ICT 活用を取り上げて行う。

【「月刊公民館」の発行】

この事業は、地域社会の取組や専門家の論考などを紹介した「月刊公民館」を発行する。これまでに「災害に備える取組み」として地域社会での事例紹介や「キャリア教育の実践」「新しい公共」などをテーマとしている。当年度において毎月 1 号ずつ合計 12 号の発行する。

【専門資料の発行】

この事業は、「指定管理者制度」「よくわかる公民館のしごと」「公民館関係者必携」「みんなに内緒にしておきたい講座づくりのノウハウ」などの専門資料を発行し、今年度は「公民館災害対策」（仮称）を発行する。

【優良公民館職員等表彰事業】

この事業は、他の模範となるような優良な実績を有する公民館職員を表彰すること及び「優良公民館表彰」で文部科学大臣表彰を受賞した公民館に、記念の楯を贈呈及び月刊公民館でその活動を紹介することで公民館関係者の意欲を触発し、力量の向上を促す。

Ⅱ 公民館総合補償制度に関する事業

【見舞金制度事業の運営】

見舞金制度は、公民館総合補償制度の中で公民館行事参加者等の急性疾病や公民館職員の疾病や業務外のけがに対し死亡弔慰金または入院見舞金を支払う制度である。余剰金が生じた場合はその一部を公益目的事業等の財源に充てる。

【災害補償保険等に係る集金事務に関する事業】

公民館総合補償制度の運営にあたり、制度掛金の保険料部分(団体災害補償保険等の保険料)集金事務について引き続き保険会社との間で集金事務委託契約を締結し、請負事業として実施する。当該事業で得られた利益は、公益目的事業の財源に充てる。

Ⅲ その他の事業

【永年勤続職員表彰、功労者表彰及び公連勤続職員表彰の実施】

公民館において長年勤務し、一定の成果をあげた職員を表彰することは、立場を同じくする公民館職員への励みにもなり、同時によき模範となる。この表彰が公民館職員の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能が向上することをねらう。

また、都道府県公連における活動の活性化は、本会の目的の達成はもちろん、本会の根幹に関わるため極めて重要視している。都道府県公連に対して功労があった役職員を表彰することにより、その労をねぎらい、連帯意識の向上に資する。